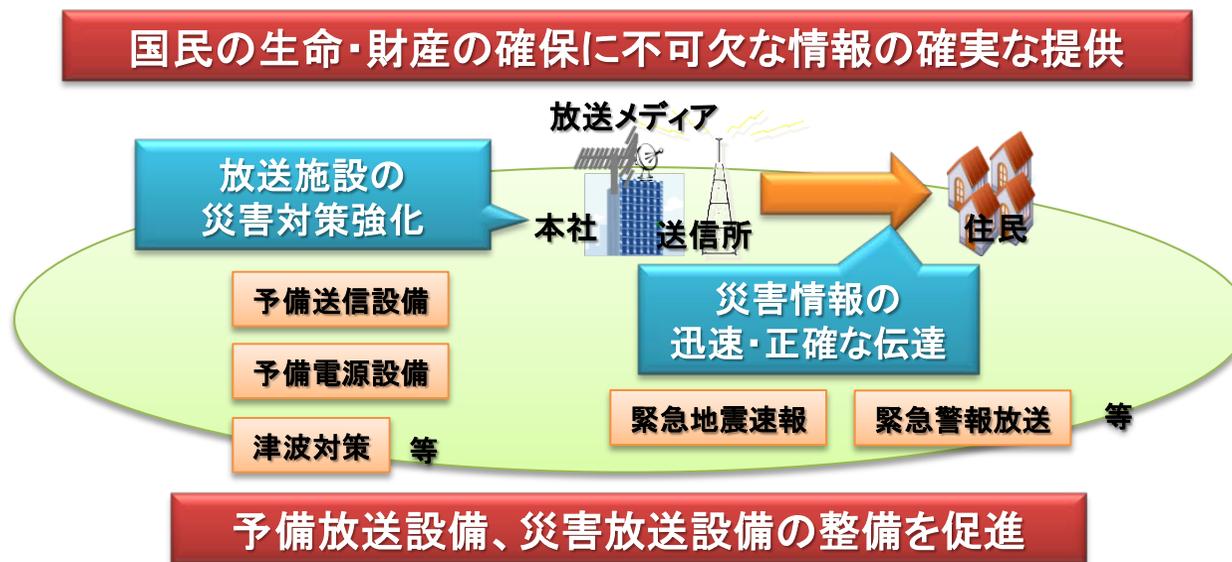


「放送ネットワーク整備事業」の概要

【資料】

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、予備放送設備、災害放送設備の整備を行う都道府県、市町村、3セク、民間放送事業者及び一般社団法人に対し、整備費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。



- 補助対象 : 都道府県・市町村(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、3セク、民間放送事業者及び一般社団法人
- 補助率 : ・都道府県・市町村の単独又は連携の場合: 1/2
・3セク、民間放送事業者又は一般社団法人の場合: 1/3
- 補助対象経費 : ・予備放送設備(予備送信設備、予備電源設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、津波対策等設備等)
・災害放送設備(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備等)
- H25補正予算額 : 21.3億円の内数